

# 令和8年度 大月市学校教育の指針

はじめに

令和5年6月に制定された国の「第4期教育振興基本計画」（以下 国教育基本計画）では、2つのコンセプトが示され、そのうちの1つは「持続可能な社会の創り手の育成」であり、将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材の育成と、主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成が提示されています。2つめに「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられ、教育活動全体を通じて、心身の健康、幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育むことを目指すとしています。

令和6年3月に策定された「山梨県教育大綱（山梨県教育振興基本計画）」（以下 県教育基本計画）においては、基本理念として「主体的に学び 他者と協働し 豊かな未来を拓く やまなしの人づくり ～誰もが教育の機会にアクセスできるやまなし～」が掲げられ、その実現のために、「未来を生きる子供に必要な力を育む教育の推進」「誰もが可能性を伸ばせる教育の推進」「教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進」「学校を取り巻く教育環境の整備」の4つを基本目標として、26の施策が打ち出されています。

また、令和6年3月に策定された「大月市第8次総合計画」（以下 市総合計画）でも、「こどもがすくすく育つ明るいまち」「豊かなところが育つまち」の基本方針に沿って子供の教育や生涯学習にかかわる施策が明示されています。

本市教育委員会においては、この国教育基本計画と県教育基本計画及び市総合計画を踏まえつつ、令和7年4月に「大月市第4期教育振興基本計画(大月市教育大綱)」(以下 市教育基本計画)を策定し、教育理念を「夢にむかい 共に学び 共に生きる ～ふるさと教育の推進～」と掲げたところであります。「こどもまんなか社会」の実現を目指すことを基本とし、さらに令和8年2月に示された「教育振興基本計画を踏まえた山梨県が目指す学校教育～小中学校編～」に沿って、下記に掲げる事項を令和8年度の大月市学校教育の指針といたします。

## 大月市が掲げる教育理念

夢にむかい 共に学び 共に生きる

～ ふるさと教育の推進 ～

人口減少・少子高齢化、グローバル化の進展等々、子供たちを待ち受けている未来は、人類がかつて経験したことがないような変化の激しい時代となります。このような激変する社会を生きていくためには、常に自ら課題を見つけ、自らが獲得した知識と技能、経験に基づき自ら考えて仲間とともに協力しながら、課題を解決していく力が必要となります。また、グローバル社会の進展に伴い、多様性や違いを乗り越えていくことができる豊かな人間性も求められています。

本市では「ふるさと教育」を通して「見える学力＝認知的能力」としての知識や技能の獲得とともに、学力テスト等の客観的な尺度では測れない自己肯定感、自尊感情、創造性、意欲、感受性、協調性、思いやり、コミュニケーション力、自制心などの「見えない学力＝非認知的能力」の育成も行っています。

子供たちと大人たちが、共に学ぶことを通して、地域総がかりで子供たちを育てることは、地域ぐるみで豊かな未来を創ることであり、地域の大人たちにとっても学びの機会となり得ます。これも、大月市の目指す「ふるさと教育」の一つの姿です。

また、子供たちに地域の「ひと」「もの」「こと」に関心と愛着をもたせ、今までもこれからもかかわっていかうとする「当事者意識」を培い、愛郷心を育むこと、そして生まれ育ったふるさと大月を次の世代にきちんと引き継ぐ責任を果たす意識をもたせることも、大切な「ふるさと教育」です。そのためには、子供たちが振り返った時に、いい思いができた、いい人に出会えた、いいものを見聞きできた、いい体験をした、いい時間を過ごした、いい挑戦ができた、いい成長ができた、いい結果を得ることができた、そして友達や先生と積み重ねてきた時間がいとおいと思える場と機会を提供し支援することが大切になります。ふるさとは、三つの「間」の中にあり、ふるさとという「空間」の中で出会ってきた「人間」たちと積み重ねてきた「時間」の総和です。

併せて「まごころ」や「ひたむきさ」や「感謝」の心をもった人権意識の高い子供たちを育成していくためには、「ふるさと教育」と同じように学校だけではなく、地域も家庭も一緒になって、子供たちを育てていくことが必要です。以上の観点から令和6年度にすべての小学校で導入されたコミュニティ・スクールは、本年度から両中学校へも導入されることになりました。

「ふるさと教育」を推進すること、教育の不易である「まごころ」「ひたむき」「感謝」の人づくりを推進すること、相互信頼に基づく学校・学年・学級集団づくりをすること、そして「人権」を学校教育全体の底流においた学校づくりを推進することを、今年度も大月市の学校教育の根幹といたします。

## **基幹目標** 地域ぐるみの「ふるさと教育」の推進

人とのつながりを通して学ぶ教育活動を推進し、ふるさとに誇りと愛着をもつとともに、世界の中で多様な人々と協働できる人間性豊かな子供の育成に努める。

- ① 地域の歴史・伝統・文化・産業・自然等について、地域の方々とのふれあいを通して体験的に学

び、郷土を大切に作る心の育成に努める。教科・特別の教科道徳・特別活動・総合的な学習の時間、そのほか学校における全教育活動の中で各学校において可能なそれぞれの学校の地域に根付いた「ふるさと学習」を意識して位置づける。各学校の「ふるさと教育年間指導計画」に明記する。また、大月市の小中学校9年間の学習活動において、大月市のどこに住んでいても、どこの学校に通っていても、市民としてそれらの概要について正しく認識しておきたいものとして、引き続き以下の6つの地域素材について、それぞれの学校で教育課程の編成を工夫し「ふるさと教育年間指導計画」の中に組み込んで学習を進める。

- 「名勝猿橋」：テーマ「猿橋」の歴史や構造について学習し、保存活動について考えよう。
  - 「岩殿山」：テーマ「岩殿山」の自然や歴史について学習し、観光資源としての活用について考えよう。
  - 「甲州街道」：テーマ「甲州街道」の役割や出来事について学習し、保存活動について考えよう。
  - 「大月空襲」：テーマ「大月空襲」について学習し、平和の尊さについて考えよう。
  - 「駒橋発電所・八沢発電所施設」：テーマ「発電施設」の歴史や役割について学習し、資源の有効活用について考えよう。
  - 「桃太郎伝説」：テーマ「桃太郎伝説」について学習し、地域おこしについて考えよう。
- ② 大月市独自のふるさと教育施策を通して、あいさつや返事をはじめとする望ましい生活習慣や学習習慣を身に付けさせ、夢と希望をもち世界に羽ばたく子供の育成に努める。
- ③ 地域社会と連携したボランティア活動や地域活動に参加し、広い視野と豊かな人間性や社会性をもつ子供の育成に努める。
- ④ 国際社会全体の開発目標である17の持続可能な開発目標(SDGs)について学び、特に身近なふるさとの環境保全や人々の健康に関する目標の実現を目指す意識と実践力を育てる。

## **基本目標Ⅰ 未来を生きる子供に必要な力を育む教育の推進**

### **自立した学習者の育成・確かな学力の育成**

学習指導要領の趣旨や内容に基づいた適切な教育課程を編制し、「子供主体の授業への授業観の転換」を基にして「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善及び評価に取り組み、新しい時代に必要となる資質・能力の育成に努める。

- ① 従来の一斉授業における「教師主導の授業」から「子供主体の授業」への転換を一層推進する。そのために自由進度学習の研究を進め、次のことを意識して授業改善を図る。
- 児童生徒が学習課題を選択・決定する場面を設定する。
  - 児童生徒が学び方を選択・決定する場面を設定する。
  - 児童生徒が自らの学習を振り返る場面を設定する。
  - 育成を目指す資質・能力を明確にする。

- 単元や題材など内容や時間のまとまりを意識した授業を構想する。
- ICT 環境を日常的に活用し、効果的な指導方法を工夫する。
- ② 体験的・課題解決的な学習を取り入れ、対話を重視した探究的な学習過程を通して「思考力」や「判断力」、「表現力」、「課題解決能力」の育成を図るとともに、基本的・基礎的な知識や技能の定着に努める。
- ③ 適切な評価を実施し、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図る。
- ④ すべての学習の基盤となる「言語能力」の育成に向け、特に「読解力」「記述力」を高めるため、各教科等の授業において、図書や新聞・印刷教材等も活用して必要な情報を取得し複数の情報を関連付けながら自らの考えを記述する内容を取り入れる。
- ⑤ 小学校高学年における教科担任制の導入に伴い、義務教育 9 年間を見通した教育課程を検討するとともに、小中連携による効果的な指導の実現を図るため、中学校区での小中学校合同の研究会を実施する。
- ⑥ 小学校外国語科が、子供にとって楽しい教科となるよう中学校区での連携を密にするとともに小中の連携を進める。また、多様性を受け入れる人権意識の育成に努める。
- ⑦ 子供が自ら目標をもち学習に取り組めるように、学校と家庭が連携するとともに、小中学校間でも共通理解を図る中で、家庭学習の定着と充実に努める。
- ⑧ 学校図書館や市立図書館の利活用を促すことにより、読書に親しむ姿勢を培うとともに「言語能力」や「課題解決能力」を育む。
- ⑨ 学力学習状況調査等の結果を分析・考察し、子供の実態把握に努め、個に応じた適切な支援とともに、日常の授業改善に結びつけ、さらなる学力の育成に努める。
- ⑩ 自校の学校安全計画及び危機管理マニュアルの見直しを行い、子供たちが自分で自分の身を守るができるような防災教育を実践的・具体的に行う。
- ⑪ 交通事故等を未然に防ぐなど、児童生徒が自分の身を守る能力を育むことができるよう、交通安全教材等を活用したり警察署の交通安全課の支援・指導を受けたりするなどの実践に取り組む。

### 豊かな心の育成

豊かな心の育成を目指し、校種を超えた連携や学校教育活動全体を通じた取組を推進し、いじめを許さない集団づくりと不登校児童生徒が生じない環境づくりに努める。

- ① 学校・家庭・地域などあらゆる教育の場において、自己肯定感や自己有用感をもつことができるような支援や、他者や社会的弱者に対しての配慮ができる人間性の涵養に努める。
- ② 学校・家庭・地域・関係機関が連携し、交流学习や福祉講話などの学習を通して人権教育の充実に努め、自分も他者も大切にでき、多様な価値観を尊重することができる人権意識の育成に努め、福祉についての理解を深め、福祉にかかわる実践力を養う。
- ③ 様々な困難や悩み、ストレスへの対処方法が身に付くように、「SOS の出し方・友達の SOS の受け止め方教育」「自殺防止教育(令和 8 年 4 月自殺対策基本法改正より学校における責務)」につい

て取り組み、自分を守る心の働かせ方や他者との関わりが適切にできるような力の育成に努める。

- ④ 子供、学校及び地域の実態を踏まえ、学校として育てようとする子供の姿を明らかにし、「特別の教科道徳」をはじめとする全教育活動を通して、豊かな人間性の育成に努める。
- ⑤ やまびこ支援学校との交流等、校種を超えた連携の機会を設け、多様性を認め合う相互理解と共育・共生の心の育成（インクルーシブ教育の推進）に努める。
- ⑥ 寛容で柔らかな子供たちの心を育てるために、多様性を理解し受け入れる教育を意図的・計画的に実施することに努める。
- ⑦ スクールソーシャルワーカーや子ども家庭支援センター、児童相談所等との関係機関と連携した支援体制の充実に努める。
- ⑧ ヤングケアラーや児童虐待等の早期発見と状況把握に努め、関係機関との連携を図り、児童生徒を支援する。
- ⑨ 子供が安心できる居場所づくりや望ましい集団づくりを進め、いじめや不登校、暴力行為等のない楽しい学校生活の実現に努める。いじめについては、未然防止、早期発見（見逃し0）、早期対応を図るため、令和7年2月に改定した「大月市いじめ防止基本方針」を基に各学校で作成した「学校いじめ防止基本方針」について、年度当初に確認し、職員全体で必要な情報を共有する。また、不断の見直しと学校の実情に応じた改訂を行い、基本方針については年度当初や入学説明会の折に児童生徒や保護者に説明を行う。
- ⑩ いじめ等の児童生徒の問題行動は、初期対応の重要性を踏まえ、必要に応じて複数の教職員で役割を分担して、管理職のリーダーシップのもとで「チーム学校」として取り組む。
- ⑪ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を全教職員で共有し、「チェックリスト」を活用する中で、いじめ重大事態への対応は「疑い」が生じた段階から素早く開始する。
- ⑫ 幼保小中の連携を進め、子供たちの情報を共有し切れ目のない支援を通して、小1プロブレムや中1ギャップ等の学校不適應の解消に努める。
- ⑬ 家庭・地域と連携し、あらゆる機会を通して、「情報モラル教育」を推進し、インターネットに関連するトラブルやいじめ・不登校等の未然防止に努める。
- ⑭ 欠席が続いている児童生徒への組織的な対応を行い、「チーム学校」として不登校や虐待等の未然防止や居場所づくりに努める。

### 健やかな体の育成

学校教育活動全体を通じて、自ら運動を実践する態度を育成し、体力向上を図るとともに、食育並びに心身の健康の保持増進及び安全に関する指導を関連させながら、運動習慣、朝食摂取、十分な睡眠等、望ましい生活習慣の形成に努める。

- ① 体育科の授業における運動強度や体育的活動（運動会、体育祭等）における実施内容の工夫や休憩時間における運動遊びの奨励に取り組む。
- ② 子供たちの健康・体力について適切に実態を把握し、学校全体で課題を共有し、運動の日常化と

体力の向上を図るため、運動時間の確保に努め、「健康・体力づくり一校一実践」に取り組む。

- ③ 学校教育活動を通して、健康教育の着実な推進を図るとともに、食に関する教育の充実に努める。
- ④ 薬物乱用・喫煙・飲酒等の『教室』を学校保健計画に位置付け、中学校は年1回開催し、小学校は開催に努める。また、学校安全計画に基づいて自らの安全を守ることができるよう指導を行う。

### 幼児期における質の高い教育の推進

架け橋期(5歳児から小学校1年生までの2年間)の教育の充実に努めるため、幼保小の教諭や関係者が連携・協働し子供一人一人の多様性に配慮したうえで、すべての子供に学びや生活の基盤を育むことを目指す。

- ① 幼保小の円滑な接続を図るため「幼保小の架け橋プログラム」を作成し、それに基づく5歳児のカリキュラム及びスタートカリキュラムを実施し、評価・検証、改善に取り組む。

そのために、

- ・地域の幼保小関係者による情報交換や意見交換の場の設定⇒顔合わせ、相互の参観
- ・スタートカリキュラム、5歳児カリキュラムにおける共通の視点についての意見交換を行う。
- ・スタートカリキュラム、5歳児カリキュラムの接続に向けた検討を行う。

### グローバルに活躍する人材の育成

地域の特色を生かした学習活動に取り組むとともに、外国語教育を適切に実施し、ふるさとに誇りをもち、地域や世界で活躍できる人材の育成に努める。

- ① これからのグローバル社会の中にあって、地域社会に根ざしつつ多様な文化や価値観を理解し、それを受け入れながら他者と協働して課題を解決していく人間性豊かな人材の育成に努める。

※ 令和8年度「教育振興基本計画を踏まえた山梨県が目指す学校教育」に示されている「グローバルに活躍する人材の育成」は、まさに本市の基幹目標「地域ぐるみのふるさと教育」の目標と同様であり、具体的取組は既述している。

### キャリア教育の推進

キャリア教育においては、地域の人材力を活用し、職業講話や職場体験活動等を通して、確かな職業観や主体的に進路を選択する能力や態度の育成に努める。

- ① キャリア・パスポートの活用を通じて、児童生徒が自らの学習やキャリア形成を見通し、振りかえることにより主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなげる。
- ② 特に、中学校においては関係機関と連携し、職業講話や職場体験活動等を通して、確かな職業観や主体的に進路を選択する能力や態度の育成に努める。

## 基本目標Ⅱ 誰もが可能性を伸ばせる教育の推進

### 多様な学びの実現

児童生徒が、安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりを推進する。

- ① 市教育支援センター・フリースクールを学びの場としている場合には、情報交換等を行い、連携体制を構築する。
- ② 帰国子女・外国人児童生徒への、日本語指導や適応指導などを適切に行う。
- ③ ジェンダー平等の観点から教育活動や学校運営等を振り返り、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようジェンダー平等に向けて教育を推進し、学校がすべての子供たちの居場所となるよう正しい理解に向けた取組を学校全体で行う。

### 特別支援教育の充実

特別支援教育に関する専門性の向上を図り、多様な学びの場（通常学級・通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校）における教育の充実に努める。

- ① 特別支援教育に関する理解と専門性を高めるために、各学校において積極的に研修の機会を設け、一人一人の個性を尊重した支援に努める。
- ② 専門家や関係機関と連携を密にし、よりよい支援ができるようにネットワークの充実に努める。
- ③ 交流学习の機会を設け、多様性を認め合い、共生・共育の意識の涵養に努める。
- ④ ICT 機器を活用し、一人一人の個性に応じた指導に努める。

### 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

地域の子供の成長・発達を支援するために、学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみの連携・協働を進めることで教育力の向上を図る。

- ① 学校の日ごろの教育活動を、「tetoru」を活用し、学校だより・学年・学級だより等を発行する。学校「ブログ」等で、学校の教育活動の状況を積極的に発信し、保護者・地域住民の理解を得たり、意見をいただいたりする機会とする。
- ② 学校評価の結果及び改善策をPTA 総会や学校だより、学校運営協議会等を活用して家庭や地域に公表し、PDCA サイクルで適切な評価と改善に努める。
- ③ 地域に開かれた学校づくりの推進に努め、少子化がなお進むことを背景に、小学校では特に「地域総がかり」で学校に関わってもらい、子供たちの健全育成に寄与してもらうことを狙いとして、コミュニティ・スクールのさらなる活性化を図る。中学校においては、地域への貢献を新たに加え、本年度からコミュニティ・スクールを導入し、その定着を図る。
- ④ 少子化や教員の働き方改革に対応するため、中学校部活動の地域連携と地域展開を進める。

## 基本目標Ⅲ 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

### GIGA スクール構想の推進・情報活用能力の育成

GIGA スクール構想により、整備された一人一台端末を文房具のように日常的に使うとともにデジタル教科書やデジタル教材等を積極的に活用する。また、一人一台端末の活用により「個別最適な学び」や「協働的な学び」を行い、情報活用能力の育成を図る。

- ① すべての学習の基盤となる「情報活用能力」の育成に向け、GIGA スクール構想のセカンドGIGAの1年目において、電子黒板や更新された一人一台端末等のICTを効果的に活用した授業を計画的・継続的に実施する。端末の家庭への日常的な持ち帰りを全学年で行い、AIドリルやデジタル教科書等を用いて個に応じたきめ細かな指導に努め学力の向上を図る。
- ② 各教科において適切にプログラミング教育を取り入れ、プログラミング的思考、つまり「論理的な思考力」と「論理的な表現力」の育成に努める。
- ③ 中学校区の学校同士や市内外の学校同士でICT機器のリモート機能を活用し、子供同士の意見交換を行ったり、遠隔合同授業や遠隔教育活動を行ったりして、子供たちの視野を広げるとともに学力の向上を図る。

### 校務DXの推進

DXの観点による校務のICT化を進め、学校における事務等の効率化を進める。

- ① 新しい統合型校務支援システムの積極的な活用と定着を図る。
- ② 「Microsoft Teams」の機能を使い、校務のDX化を積極的に推進する。

## 基本目標Ⅳ 学校を取り巻く教育環境の整備

### 学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革などの教員の働く環境の整備により、子供たちと向き合う時間を確保し、子供たち一人一人の豊かな学びを目指した教育を行う。

- ① 地域や保護者の理解と協力を求める中で、「大月市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画書」に基づいて、教職員の働き方改革に具体的に取り組み、自らの健康を確保するとともに、子供と向き合う時間の創出に努める。
- ② ICT機器を活用した保護者及び教職員に向けたDXを進め、紙類の使用削減等のSDGsに取り組む。